

## 地域建設業経営強化融資制度の延長について

本制度は、中小建設業者への資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度です。

地域における災害対応、インフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担う建設企業の資金調達の円滑化を図り、地域の社会維持活動に寄与するため、国が本制度の5年間延長を決定したことを受け、本市においても、制度の実施期間を5年間延長することとしましたのでお知らせします。

### 1 概要

事業協同組合等（注1）の転貸融資と（一財）建設業振興基金及び保証事業会社（注2）の債務保証とを組み合わせることにより、将来受け取る工事代金を担保に工事完成前に融資を受けることができる制度です。

注1：事業協同組合等・・・栃木県建設業協同組合連合会や保証事業会社の関連会社など

注2：保証事業会社・・・東日本建設業保証(株)

### 2 対象工事

- ・ 宇都宮市が発注した建設工事であること。
  - ・ 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に該当する中小企業者が受注した建設工事であること。
  - ・ 建設工事請負契約書第36条第1項の前金払を受けた建設工事であること。
- ※ 工期が複数年度に及ぶ場合には、対象にならない場合があります。詳細については、（一財）建設業振興基金のホームページをご参照ください。（URLは、下記のとおり）

### 3 実施期間

平成21年1月15日から令和8年3月31日まで

### 4 問い合わせ先

- ・ 宇都宮市理財部契約課 電話：028-632-2165
  - ・ 東日本建設業保証(株)栃木支店 電話：028-639-2388
- ※ 制度の概要については、（一財）建設業振興基金のホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

URL：<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>